

インボイス制度および電子帳簿保存法 について

木村会計事務所

税理士 木村吉尚

本資料は、財務省および国税庁が公表している資料等を参考にしております。
今後公布される法令等に従い、内容が変更される場合がありますので、ご了承ください。

消費税の原則法による税額計算と仕入税額控除について

○ 消費税の原則法による税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$

→ 「**仕入税額控除**」

仕入先・外注先



○ 仕入税額控除の要件

現行制度

改正後

～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (インボイス制度)
仕入れの事実を記載した 帳簿 の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した 帳簿 の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した 帳簿 の保存
請求書等 の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等 (区分記載請求書等) の客観的な証拠書類の保存	適格請求書 (インボイス) の保存

適格請求書の記載事項・記載の留意点

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

⑥ (株)〇〇御中

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

⑤ 消費税 3,200円
消費税 8,000円

③ * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

スーパー〇〇

東京都...
登録番号 T123456...

××年11月30日

領収書

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール *	1	¥550
合計		¥874
8% 対象		¥324
(内 消費税額		¥24)
10% 対象		¥550
(内 消費税額		¥50)
お預かり		¥1,000
お釣り		¥126


⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

③ * 軽減税率対象

消費税の簡易課税制度による税額計算

○ 消費税の簡易課税制度による税額計算

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納税額}$$


$$\text{売上の消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

計算例：サービス業（第5種）の場合

$$\begin{array}{r} 100\text{万円} \\ \text{売上税額} \end{array} \times \begin{array}{r} 50\% \\ \text{みなし仕入率} \end{array} = \begin{array}{r} 50\text{万円} \\ \text{仕入税額} \end{array}$$


$$\begin{array}{r} 100\text{万円} \\ \text{売上税額} \end{array} - \begin{array}{r} 50\text{万円} \\ \text{仕入税額} \end{array} = \begin{array}{r} 50\text{万円} \\ \text{納付税額} \end{array}$$

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

簡易課税制度では、事務負担の軽減を図ることができる。

消費税の申告に関して、仕入や経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要。

(注)

簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要。
原則課税と簡易課税との選択で、消費税の納付税額が異なる。

原則課税・簡易課税の選択

- **簡易課税を選択する場合**は、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出する必要がある。
(ただし、インボイス制度による特例あり)
- 「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合は、2年間継続適用しなければならない。
- **簡易課税をやめる場合**は、やめたい課税期間の初日の前日までに「簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出する必要がある。

例：12月31日決算の法人および個人事業主の場合

令和5年10月1日より簡易課税を選択した場合、原則課税にできるのは令和7年から。



インボイス制度実施後の発注者による捉え方

○ 発注者が110万円で業務を発注した場合・・・

現行制度

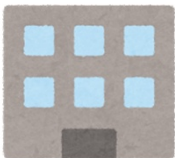
B社 課税事業者



仕入税額控除 可
 費用 100万円 (本体価格)
 控除可能な金額 10万円 (消費税額)

仕入税額控除 可※
 費用 100万円 (本体価格)
 控除可能な金額 10万円 (消費税額)

C社 免税事業者



インボイス制度導入後

B社 適格請求書発行事業者 (課税事業者)



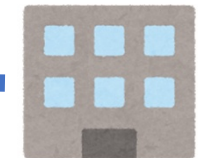
インボイス



仕入税額控除 可
 費用 100万円 (本体価格)
 控除可能な金額 10万円 (消費税額)

仕入税額控除 不可※
 費用 110万円 (本体価格)

C社 免税事業者



インボイス

発注者 A社

発注者 A社

適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のものは、適格請求書の交付義務が免除される。
- また、**適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）**買手は一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

<売手の特例>

<適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

下3つは、売手の適格請求書交付義務は免除されないが買手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

<買手の特例>

<帳簿のみの保存>

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 適格請求書発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地（注）
- ⑥ 特例の対象となる旨

（注）国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載扶養

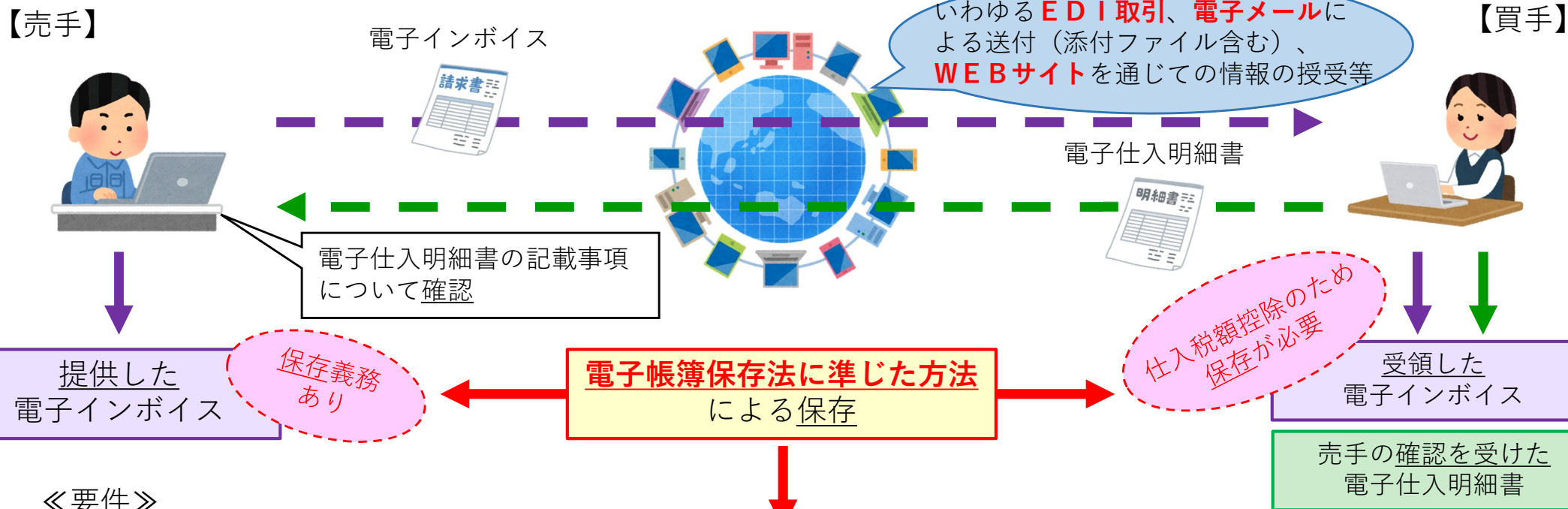
記載例（公共交通機関特例の場合）

総勘定元帳（仕入）				
xx年月日		摘要	税区分	借方（円）
4	7	JR●● 運賃 公共交通機関	10%	300
4	8	〇〇地下鉄 運賃 公共交通機関	10%	300

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

適格請求書等の電磁的記録による提供（電子インボイス）について

- 適格請求書・適格返還請求書といった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（**電子インボイス**）。この際は、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法により保存**が必要となる。

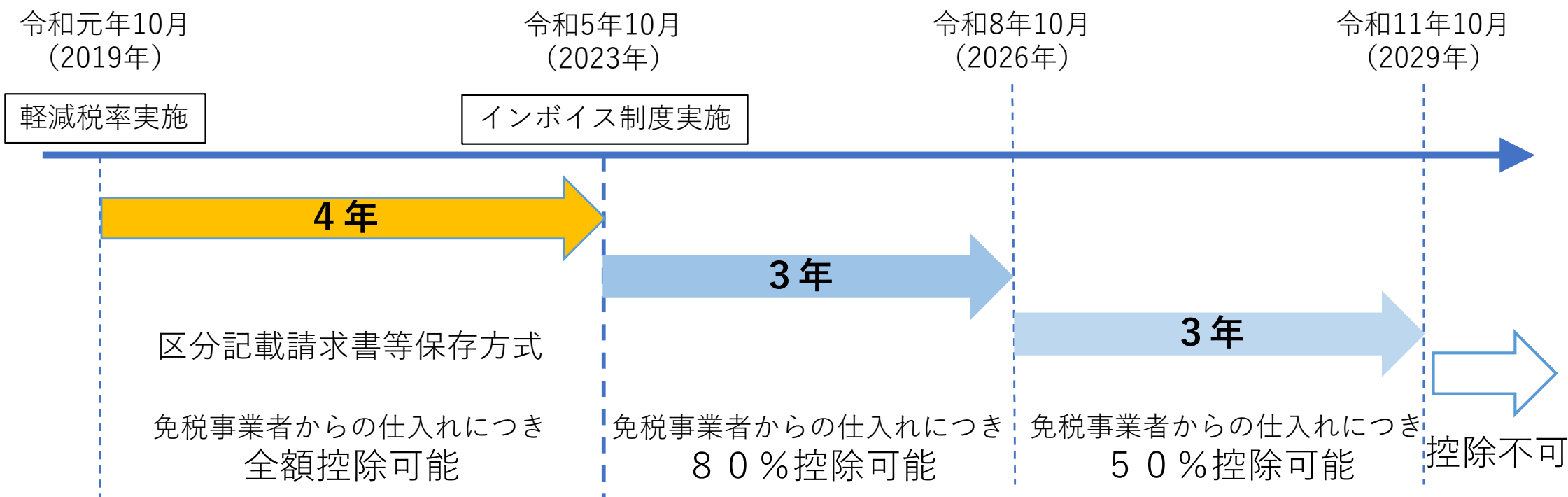


《要件》

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 次のいずれかの措置を行う イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規定を定める | <ul style="list-style-type: none"> ② システム概要書等の備付け ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保 ④ 検索機能の確保 <p>(注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる</p> |
|--|--|
- 消費税のみの取扱い

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

- インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。
- しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な措置が設けられている。



インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている

(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

登録制度における登録番号の構成・申請手続

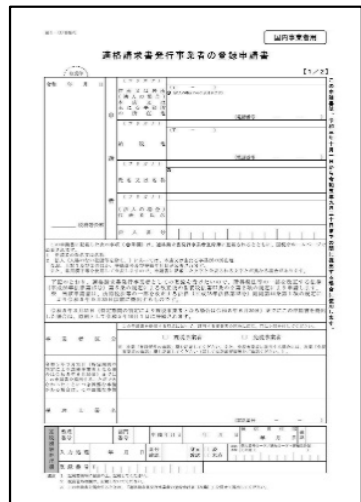
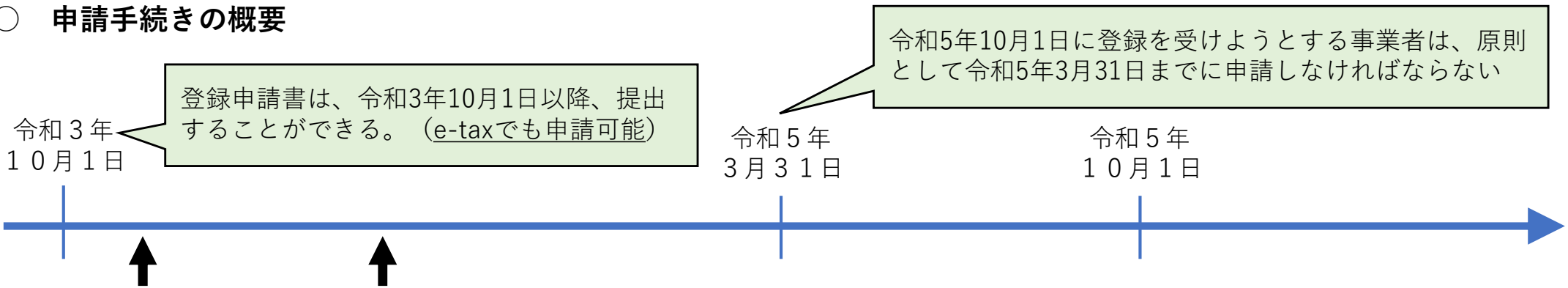
○ 登録番号の構成

事業者の新たな事務負担を最小限に抑える観点から、下表のとおりとする。

区分	番号の構成
法人番号を保有する課税事業者（法人）	T + 法人番号（13桁）
法人番号を保有しない課税事業者（個人事業者等）	T + 13桁の数字（注）

（注）13桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号とする。

○ 申請手続きの概要



登録・公表
登録年月日
はR5.10.1
とみなす

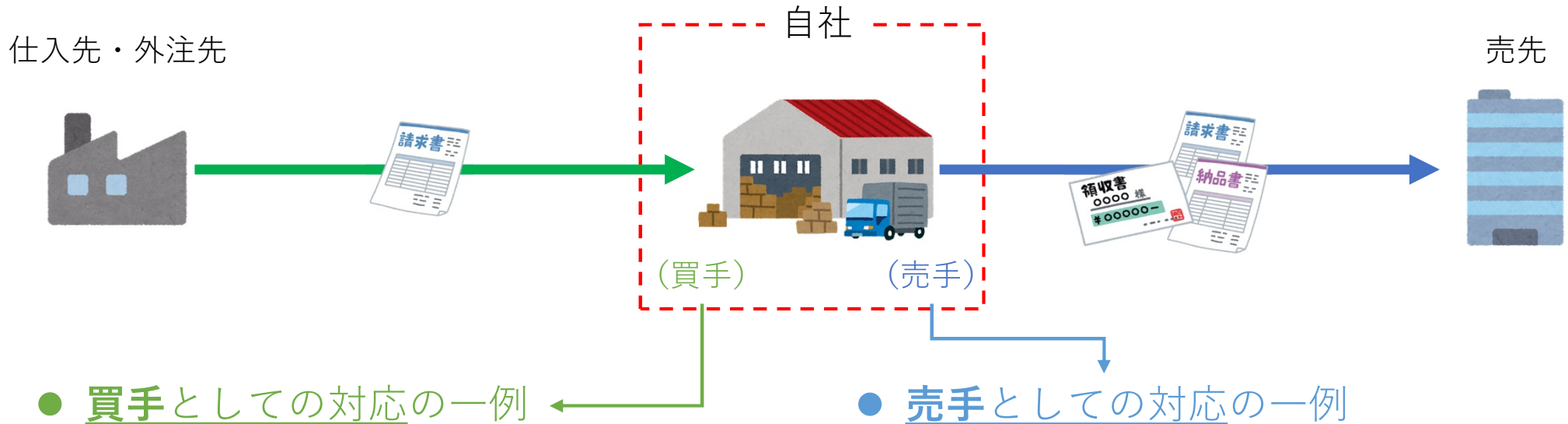
<登録状況の確認方法の概要>

- 検索機能
国税庁ホームページ「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」において「登録番号」を基に検索を行うことができる。

<確認可能なデータ>
氏名又は名称（法人の本店又は主たる事務所の所在地）
登録番号、登録年月日（取消年月日、失効年月日等）

インボイス制度移行に向けた準備のポイント

- 制度内容を把握しつつ、売手と買手のそれぞれの観点で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント



● 買手としての対応の一例

- 取引先が適格請求書発行事業者であるかの確認。また、登録番号から登録状況の確認。
- 継続的に取引のある仕入先等から受け取ってくる請求書等が、記載事項を満たしているかを確認。
- 取引先等からインボイスを受け取る部門・社員への案内

● 売手としての対応の一例

- 適格請求書発行事業者となるかの検討・決定
- 自身が作成している書類（請求書、納品書など）のうち、何をインボイスとするかの検討
- どのように見直せばインボイスとして記載事項を満たすか検討（税率、税額、登録番号の記載や端数処理）
- インボイスの交付及び保存方法の検討（電磁的記録、手書きなど）

国税庁：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

参考：口座振替・口座振込による支払

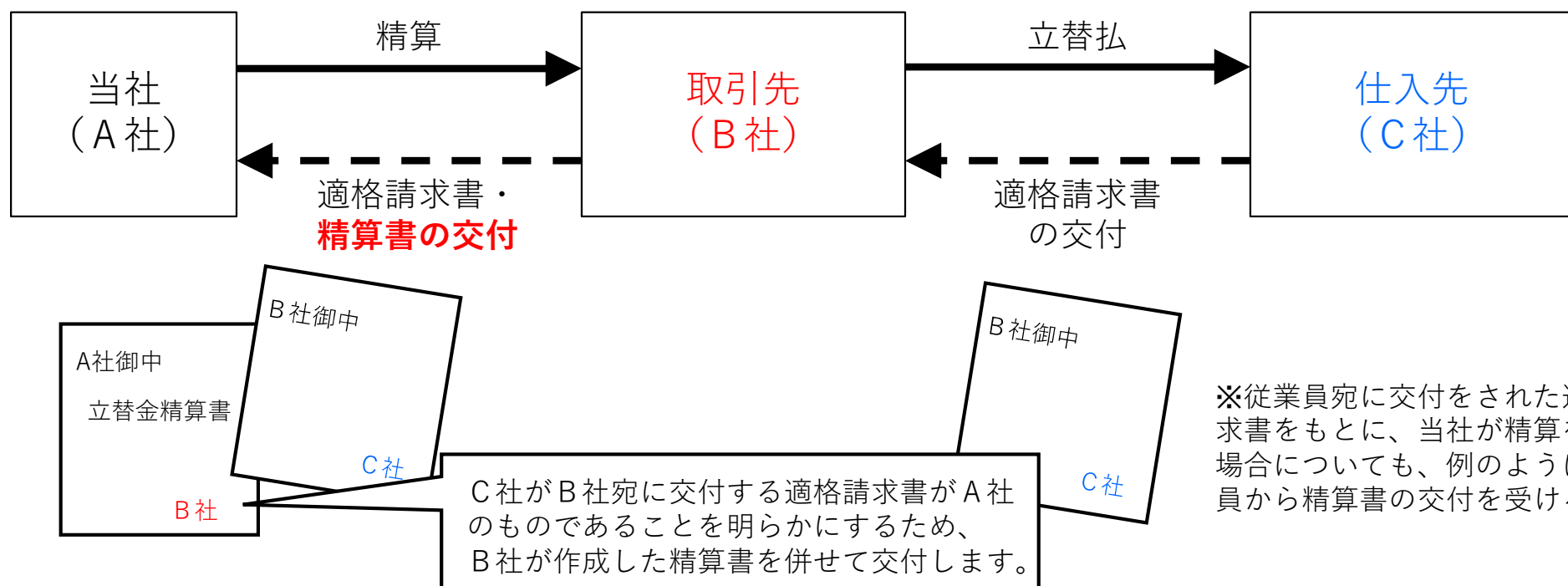
【例】 事務所を賃借しているような場合

- 通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。
- 適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方（貸主）から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。
- 適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすこととなりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
- 適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。
また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

参考：立替金

【例】 取引先（B社）に経費を立て替えてもらう場合

- 経費の支払先であるC社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から当社に交付された適格請求書とすることはできません。
- 立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、当社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（インボイス通達4-2）
- この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。



参考：経過措置

【例】 適格請求書発行事業者以外からの仕入れを行った場合

- 適格請求書等保存方式開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（28年改正法附則52、53）。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

- 経過措置の適用を受けるためには、次の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

1. 帳簿

区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」を別途「※(☆)は80%控除対象」などと表示する方法も認められます。

2. 請求書等

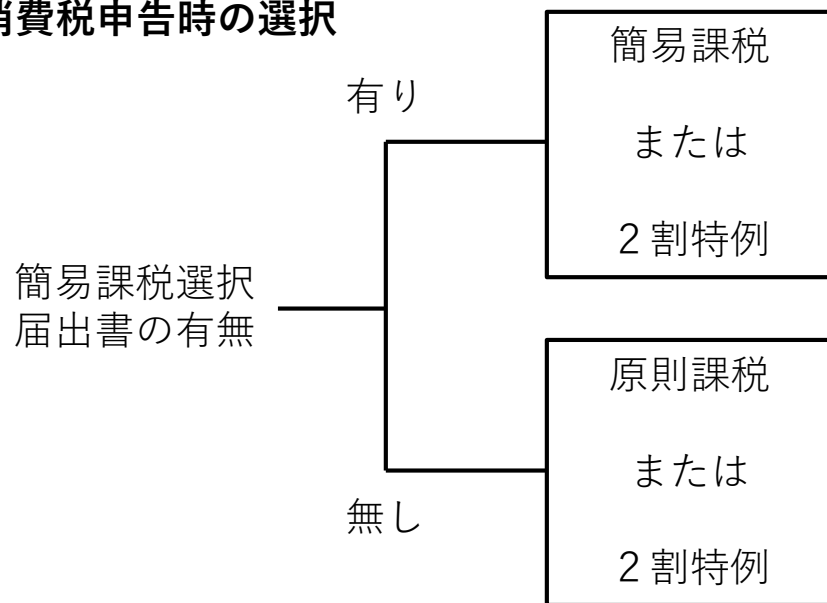
区分記載請求書等と同様の記載事項が必要となります（区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）。

参考：令和5年度税制改正の大綱：インボイス制度

1. インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減（2割特例）

- ① 適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。
- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

消費税申告時の選択



- 簡易課税制度を選択している場合、第1種事業（卸売業）以外の業種については、申告時に2割特例を選択することで、消費税の納税額を課税標準額の2割とすることができる。
- 簡易課税を選択していない場合、申告時に原則課税または2割特例の選択をすることができる。
- 2割特例を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受けたい場合は、その課税期間中に届出を提出することで、簡易課税制度の適用を受けることができる。

※令和4年12月現在の報道資料等を参考にしております。

今後公布される法令等に従い、内容が変更される場合がありますので、ご了承ください。

参考：令和5年度税制改正の大綱：インボイス制度

2. 事業者の事務負担軽減

- 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

3. 少額な売上対価の返還に係るインボイスの交付義務の見直し

- 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

例 振込手数料相当額を値引きとして処理する場合などは売手は適格返還請求書の交付義務を免除される。

※令和4年12月現在の報道資料等を参考にしております。

今後公布される法令等に従い、内容が変更される場合がありますので、ご了承ください。

電子帳簿保存法とは

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下、『**電子帳簿保存法**』。）」の改正が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きについて、抜本的な見直しが行なわれた。
- 「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」「電子取引に係るデータ保存制度」は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

コンピューターで電子的に作成した
帳簿・書類



①電子帳簿等保存

電子的に作成した帳簿や書類を電子データで保存。

紙で授受した書類



②スキャナ保存

紙で受領したり発行した書類をスキャンや撮影し、データとして保存。

メールやクラウドで授受した書類



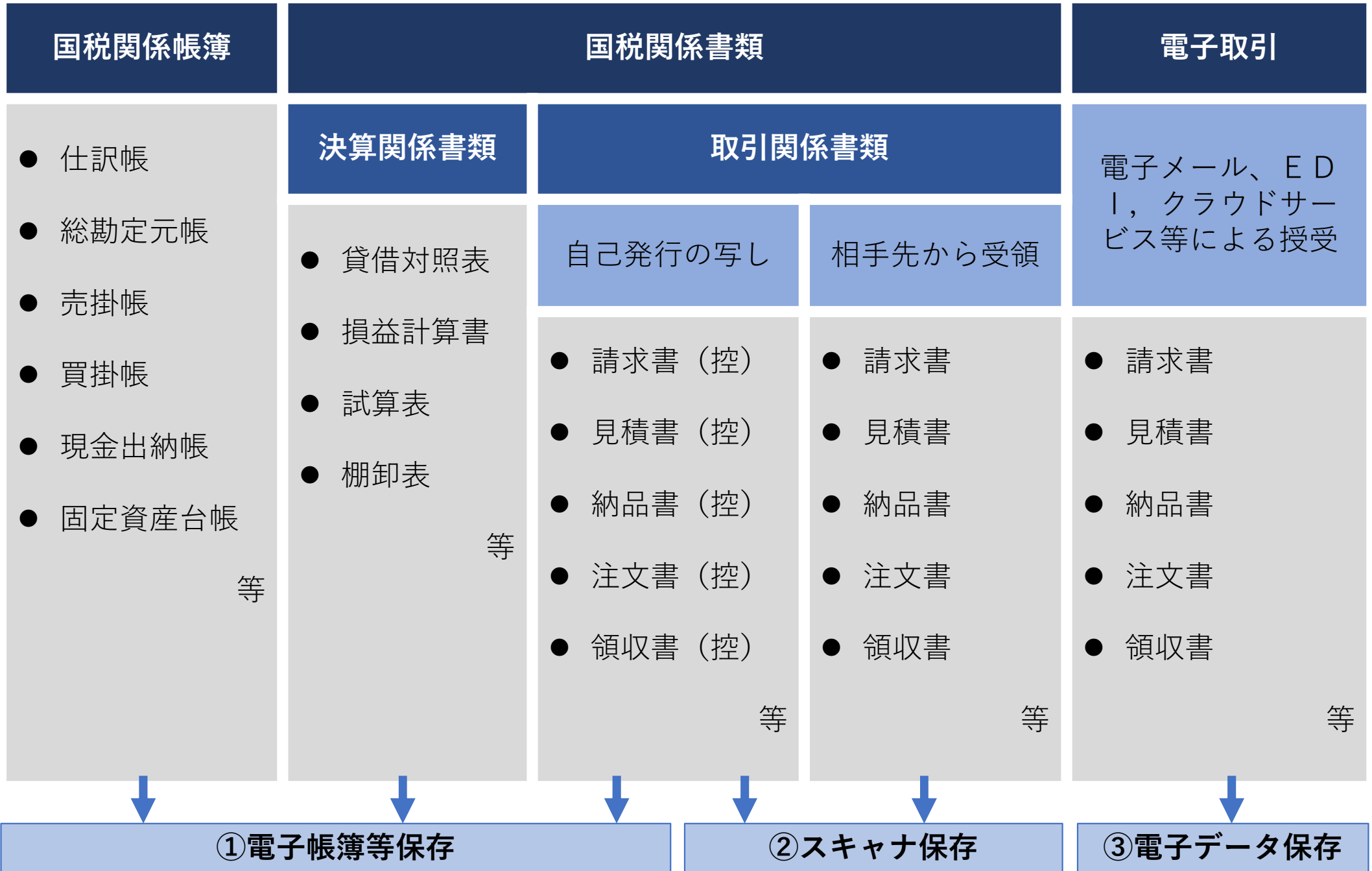
③電子取引

電子的に受信もしくは送信した取引情報をデータで保存。

適用は事業者の任意

全事業者対応

電子帳簿保存法上の区分



①電子帳簿等保存

○ 対象となる帳簿、書類

国税関係帳簿	国税関係書類		
<ul style="list-style-type: none"> ● 仕訳帳 ● 総勘定元帳 ● 売掛帳 ● 買掛帳 ● 現金出納帳 ● 固定資産台帳 等	決算関係書類	取引関係書類	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借対照表 ● 損益計算書 ● 試算表 ● 棚卸表 等	自己発行の写し	相手先から受領
		<ul style="list-style-type: none"> ● 請求書（控） ● 見積書（控） ● 納品書（控） ● 注文書（控） ● 領収書（控） 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 請求書 ● 見積書 ● 納品書 ● 注文書 ● 領収書 等

①電子帳簿等保存

②スキャナ保存

○ 保存を行うための要件

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	— ^{※3}
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○ ^{※1}	—	— ^{※3}
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○ ^{※1}	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		— ^{※1}	○ ^{※2}	○ ^{※3}

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

○ 必要な手続き

電子帳簿等保存の開始に当たって、特別な手続きは、**必要ない。**

※帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできない。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛に、あらかじめ届出を提出する必要がある。

出典：国税庁 パンフレット
「はじめませんか、帳簿書類の電子化！（令和3年11月）」

②スキャナ保存

○ 対象となる書類

国税関係帳簿	決算関係書類	国税関係書類	
● 仕訳帳	● 貸借対照表 ● 損益計算書 ● 試算表 ● 棚卸表 等	取引関係書類	
● 総勘定元帳		自己発行の写し	相手先から受領
● 売掛帳		● 請求書 (控)	● 請求書
● 買掛帳		● 見積書 (控)	● 見積書
● 現金出納帳		● 納品書 (控)	● 納品書
● 固定資産台帳		● 注文書 (控)	● 注文書
		● 領収書 (控)	● 領収書
		等	等

①電子帳簿等保存

②スキャナ保存

○ 必要な手続き

スキャナ保存の開始に当たって、特別な手続きは、**原則 unnecessary**。

※過去分重要書類のスキャナ保存には、届出書を提出する必要がある。

○ 保存を行うための要件

書類の区分	重要書類	一般書類
	資金や物の流れに直結・連動する書類 (例) 契約書、納品書、請求書、領収書 など	資金や物の流れに直結・連動しない書類 (例) 見積書、注文書、検収書 など
入力期間の制限	【早期入力方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその受領等後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと 【業務処理サイクル方式】 国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間(最長2か月以内)を経過した後、速やか(おおむね7営業日以内)に行うこと ※ 国税関係書類の受領等から入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る 【適時入力方式】 適時入力 (注)	
一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り	(1) 解像度が200dpi相当以上であること (2) 赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)であること (注) 白黒階調(いわゆるグレースケール)での読み取りも認められる。	
タイムスタンプの付与	入力期間内に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプ(電磁的記録が変更されていないことについて、保存期間を通じて確認することができ、該期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができるものに限る。)を、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に付すこと ※ 入力期間内にその国税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認できる場合には、このタイムスタンプの付与要件に代えることができる	
読取情報の保存	読み取った際の解像度、階調及び当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存すること ※ 国税関係書類の受領者等が読み取る場合で、当該国税関係書類の大きさがA4以下であるときは、大きさに関する情報の保存は不要 (注) 大きさに関する情報の保存は不要	
バージョン管理	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システム又は訂正又は削除を行うことができない電子計算機処理システムを使用すること	
入力者等情報の確認	国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくこと	
帳簿との相互関連性の確保	国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと	
見読可能装置の備付け等	(1) 14インチ(映像面の最大径が35cm)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備え付けること (2) 電磁的記録について、次のイ～ニの状態で、速やかに出力することができるようにすること イ 整然とした形式 ロ 当該国税関係書類と同程度に明瞭 ハ 拡大又は縮小して出力することが可能 ニ 4ポイントの大きさの文字を認識できる (注) 白黒階調(いわゆるグレースケール)による保存の場合、ディスプレイ及びプリンタはカラー対応である必要はない。	
電子計算機処理システムの概要書等の備付け	電子計算機処理システムの概要を記載した書類、そのシステムの開発に際して作成した書類、操作説明書、電子計算機処理並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けること	
検索機能の確保	電磁的記録の記録事項について、次の要件による検索ができるようにすること (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先での検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索 (3) 2以上の任意の記録項目を組み合わせた検索 ※ 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、(2)及び(3)の要件は不要	
(注) 一般書類のスキャナ保存を行う場合の要件です。また、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。		
【過去分重要書類の取扱い】 スキャナ保存を開始した日より前に作成・受領をした重要書類(過去分重要書類)については、あらかじめ、その種類等を記載した適用届出書を税務署長等に提出することでスキャナ保存を行うことができます。この場合、入力期間の制限の要件は不要となる等、上記要件の一部は緩和されますが、電磁的記録の保存に併せて、そのスキャナ保存を行う国税関係書類に係る電磁的記録の作成・保存に関する事務の手続を明らかにした書類(これらの事務の責任者が定められているもの。)の備付けを行う必要があります。		

上記は、令和4年1月1日以後にスキャナ保存を行う場合の要件になります。

出典：国税庁 パンフレット

③電子取引

○ 電子取引の例



EDIシステム

請求書や納品書などの証憑類を電子化し、取引先と専用回線で接続してデータを受領。



カード

クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、QRコードによる決済データ等をクラウドサービスにより受領。



電子メール

電子メールを利用した、請求書や領収書などのデータを受領。
メール本文に請求金額などが記載された場合を含む。



ペーパーレスFAX

ペーパーレスFAXで、請求書や領収書などのPDFファイルを受領。



インターネット等による取引

インターネットを利用した購買取引など、ホームページ上から請求書や領収書などのデータをダウンロード。



DVD等の記録媒体

DVD等の記録媒体により、請求書や領収書などのデータを受領。



クラウドサービス

クラウドサービスを利用し、請求書や領収書のデータを受領。

等

これらの取引では、出力した書面等は保存書類として取り扱われない。

電子取引の保存要件

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う。
- ② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく。
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合にこれらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで、取引情報の授受及び保存を行う。
- ④ **正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、規程に沿った運用を行う。**

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアル備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※ を確保すること

- ① 取引年月日、取引金額、取引先について検索できること
- ② 日付又は金額の範囲指定により検索できること
- ③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

※ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②・③は不要。

保存義務者が小規模な事業者（基準期間の売上高が1,000万円以下である）でダウンロードの求めに応じることができるようにしてある場合には、検索機能不要



改ざん防止のための措置および検索機能を確保する必要がある。

上記のタイムスタンプや請求書等保存ソフトウェアを利用せずに、要件を満たす方法を次に示す。

電子取引の改ざん防止のための措置について

事務処理規定を定め、改ざん防止の措置を行う。

中小企業等協同組合法 第三十四条
左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

規程の設定及び改廃

組合の業務の執行及び会計に関する事項のうちでも、組合の事務執行上必要な関係を規律する内規については規程として制定し、その設定・改廃を理事会の権限に属させることは差し支えない。

(参考文献：改訂版 中小企業等協同組合法逐条解説)



事務処理規程を作成し、理事会にて決定を行う

《事務処理規程の例》

(法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、〇〇において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書等の授受
- 四

~~~~~

出典：国税庁ホームページ

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（法人の例）


# 電子取引の検索機能を確保する簡便な方法について

以下のいずれかの方法によっても、検索機能を確保していることになる。

## 方法1：規則性のあるファイル名に設定する

ファイル名に取引年月日、取引金額、取引先を明記する。

例：2022年7月31日に、株式会社A商事から受領した110,000円の請求書PDFデータ

 20220731\_110,000\_(株)A商事.pdf


もしくは

## 方法2：表計算ソフト等で索引簿を作成する

ファイル名に連番をつけて、それらの内容がわかる索引簿を表計算ソフト等で作成し、表計算ソフト等の機能を使って検索する。

| 連番 | 日付       | 金額      | 取引先     | 備考  |
|----|----------|---------|---------|-----|
| 1  | 20220731 | 110,000 | (株)A運送  | 請求書 |
| 2  | 20220801 | 330,000 | B運輸(株)  | 注文書 |
| 3  | 20220831 | 330,000 | B運輸(株)  | 領収書 |
| ⋮  |          |         |         |     |
| 49 | 20230101 | 220,000 | (株)C石油  | 請求書 |
| 50 | 20230131 | 55,000  | D自動車(株) | 領収書 |

 1.pdf

 2.xlsx

「決算期」ごとに分類したフォルダに保存する。

特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能を活用できるようにする。

 令和●年○月決算

 令和▲年○月決算

 令和▲年1月

 令和▲年2月

 令和▲年3月

出典：国税庁 パンフレット

「電子取引データの保存方法をご確認ください（令和3年12月改訂）」



国税庁：電子帳簿保存法一問一答（Q&A）

～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>



参考：電子取引関係

【例】 電子メールにより取引情報を授受した場合

- 電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを、電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）が授受された場合は当該添付ファイルを保存します。

【例】 インターネットバンキングを利用した振込等

- インターネットバンキングを利用した支払等は、その取引情報の正本が別途郵送されるなどといった事情がない限り、E D I取引として電子取引に該当します。
- この場合に、電子帳簿保存法上、保存しなければならないその電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、金融機関の窓口で振込等を行ったとした場合に受領する書面の記載事項（振込等を実施した取引年月日・金額・振込先名等）が記載されたデータ（電磁的記録）であり、そのデータ（又は画面）をダウンロードする又は印刷機能等によってPDFファイルを作成するなどの方法によって保存してください。

**【例】** 電子取引を行った場合において、取引情報をデータとして保存する場合、認められる保存方法

- 電子取引を行った場合には、取引情報を保存することとなりますが、例えば次に掲げる電子取引の種類に応じて保存することが認められます。
- 電子メールに請求書等が添付された場合
  - (1) 請求書等が添付された電子メールそのもの（電子メール本文に取引情報が記載されたものを含みます。）をサーバ等（運用委託しているものを含みます。以下同じです。）自社システムに保存する。
  - (2) 添付された請求書等をサーバ等に保存する。
- 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合
  - (1) P D F 等をダウンロードできる場合
    - ① ウェブサイトに領収書等を保存する。
    - ② ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する。
  - (2) H T M L データで表示される場合
    - ① ウェブサイト上に領収書を保存する。
    - ② ウェブサイト上に表示される領収書をスクリーンショットし、サーバ等に保存する。
    - ③ ウェブサイト上に表示されたH T M L データを領収書の形式に変換（P D F 等）し、サーバ等に保存する。
- 第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受する場合
  - (1) クラウドサービスに領収書等を保存する。
  - (2) クラウドサービスから領収書等をダウンロードして、サーバ等に保存する。
- 従業員がスマートフォン等のアプリを利用して、経費を立て替えた場合  
従業員のスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて、自社システムに保存する。なお、この場合にはいわゆるスクリーンショットによる領収書の画像データでも構いません。

**【例】** 保存対象となるデータ量が膨大であるため複数の保存媒体に保存している場合

- 保存されている電磁的記録は、原則として一課税期間を通じて検索をすることができる必要があります。
- しかしながら、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合や取引先ごとに指定のE D Iやプラットフォームがある場合など、一課税期間を通じて検索をすることが困難であることについて合理的な理由があるときには、その合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。

**【例】** エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをP D Fファイルに変換して保存する場合や、パスワードが付与されているデータについて、パスワードを解除してから保存する場合

- 電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないことが規定されていますが、必ずしも相手方とやり取りしたデータそのものを保存しなければならないとは解されません。
- エクセルやワードのファイル形式で受領したデータをP D Fファイルに変換して保存することや、パスワードが付与されているデータのパスワードを解除してから保存することは、その保存過程において取引内容が変更されるおそれのない合理的な方法により編集したものと考えられることから、問題ありません。

【例】 複数の請求書等が含まれているようなPDF形式の電子データは、どのように保存すれば検索要件を満たすこととなるか。

- 例えば、受領したPDFファイルを、その取引ごとにデータの同一性を保持したまま記録事項を変更することなく単にデータを分割し、その分割したPDFファイルのファイル名に規則性を持った形で記録項目を入力して一覧性を持って管理し、かつ税務職員のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合等には、検索要件を満たすと考えられます。

【例】 検索要件の記録項目である「取引金額」については、税抜・税込どちらとすべきか。また、単価契約のように、取引金額が定められていない契約書や見積書等に係るデータについては、検索要件における「取引金額」をどのように設定すべきか。

- 帳簿の処理方法（税抜経理/税込経理）に合わせるべきと考えられますが、授受した電子取引データに記載されている取引金額を検索要件の記録項目とすることとしても差し支えありません。
- 記載すべき金額がない電子取引データについては、「取引金額」を空欄又は0円と設定することで差し支えありません。ただし、空欄とする場合でも空欄を対象として検索できるようにしておく必要があります。

【例】 「ダウンロードの求め（電磁的記録の提示・提出の要求）」に応じることができるようにしておく場合の当該電磁的記録の提出について、提出する際のデータの形式や並び順については決まりがあるか。

- 税務調査の際に税務職員が確認可能な状態で提出されるのであれば、電磁的記録の形式や並び順は問いませんが、通常出力できるであろうファイル形式等で提供される必要があります。
- 出力可能な形式でダウンロードを求めたにもかかわらず、検索性等に劣るそれ以外の形式で提出された場合には、そのダウンロードの求めに応じることができるようにしていたことにはなりません。

# 参考：令和5年度税制改正の大綱：電子帳簿保存法

## 1. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件について、次の措置を講ずる。
  - イ 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者を次のとおりとする。
    - (イ) その判定期間における売上高が5,000万円以下（現行：1,000万円以下）である保存義務者
    - (ロ) その電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者
  - ロ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。
- 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

（注）上記の改正は令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。

※令和4年12月現在の報道資料等を参考にしております。

今後公布される法令等に従い、内容が変更される場合がありますので、ご了承ください。